

平成二十二年六月八日受領
答弁第五一六号

内閣衆質一七四第五一六号

平成二十二年六月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出厚生労働省の郵便制度悪用・文書偽造事件に係る検察官の取調べに関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出厚生労働省の郵便制度悪用・文書偽造事件に係る検察官の取調べに関する
質問に対する答弁書

一について

御指摘の「公判」において、大阪地方裁判所が、検察官による供述調書の証拠調べの請求について、一部の供述調書に関し、請求を却下する決定をしたことは承知している。

二及び四から六までについて

現在、御指摘の「公判」が係属中であり、答弁を差し控えたい。

三について

個別具体的な事件における検察当局から法務大臣に対する報告については、捜査機関の活動内容にかかわる事柄であることから、答弁を差し控えたい。

七について

被疑者の取調べを録画等の方法により可視化することについては、その実現に向けて取り組むこととしており、法務省内に勉強会を設けるなどして、精力的に議論・検討を進めているところである。